

公共建築物における木材利用の推進について

(広島県農林水産局林業課)

1 趣 旨

平成 22 年 10 月に施行された「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」を踏まえて策定した「広島県公共建築物等木材利用促進方針」に基づき、県が整備する建築物の木造化等に向けた取組を進めており、設計及び整備状況等について、とりまとめを行った。

2 木造化等の状況

- (1) 県営事業については、平成 24 年度から設計段階で木造化・木質化に取り組んだことにより、平成 25 年度から全ての施設で木造化・木質化が実施又は予定されている。
- (2) 県補助事業（主に保育所や児童館等の児童福祉施設）については、年度によってばらつきが見られるものの、平成 30 年度の木質化率の実績は 93%と大きく向上している。
- (3) 市町営事業については、全ての市町において木材利用方針を策定し、木造化・木質化に向けた取組に着手しており、木造化・木質化率ともに少しずつではあるが向上してきている。

表 1 県営事業における木造化・木質化の状況（※平成 31 年度の予定は現行の判断基準による。以下同じ。）

区 分			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (予定)	
県 営 事 業	設 計	木 造	木造対象件数	2	3	3	0	2
			木造件数	2	3	3	0	2
			木造化率(%)	100%	100%	100%	—	100%
		木 質	木質対象件数	5	5	9	3	10
			木質件数	5	5	9	3	10
			木質化率(%)	100%	100%	100%	100%	100%
	実 施	木 造	木造対象件数	9	1	3	9	14
			木造件数	9	1	3	9	14
			木造化率(%)	100%	100%	100%	100%	100%
		木 質	木質対象件数	20	5	4	6	5
			木質件数	20	5	4	6	5
			木質化率(%)	100%	100%	100%	100%	100%

表 2 県補助事業における木造化・木質化の状況（※市町が整備する施設への補助事業を含む。）

区 分			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (予定)	
県 補 助 事 業	実 施	木 造	木造対象件数	9	14	11	10	22
			木造件数	3	9	5	4	18
			木造化率(%)	33%	64%	45%	40%	82%
		木 質	木質対象件数	14	16	12	14	13
			木質件数	1	3	6	13	6
			木質化率(%)	7%	19%	50%	93%	46%

表 3 市町営事業における木造化・木質化の状況

区 分			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (予定)	
市 町 営 事 業	設 計	木 造	木造対象件数	39	28	32	40	29
			木造件数	8	8	13	26	18
			木造化率(%)	21%	29%	41%	65%	62%
		木 質	木質対象件数	58	46	39	49	24
			木質件数	20	16	15	26	16
			木質化率(%)	34%	35%	38%	53%	67%

3 課題等

(1) 県営事業

県では、木造化の判断基準である2階建て以下で延床面積が1,000㎡以下の建築物を対象として木造化に取り組んでおり、全ての建築物で木造化が図られてきている。

一方で、国では、国が整備する公共建築物のうち、3階建て以下で延床面積3,000㎡以下の建築物については、原則として全て木造化を図るものとして運用されており、今後は、県でも、木造化の対象範囲を広げ、木材の利用拡大を図る必要がある。

(2) 県補助事業

補助の申請時には建物の構造が既に決定しているため、事業者や設計を担当する設計事務所等に対し、設計前の段階で木造化・木質化を働きかける必要がある。

(3) 市町営事業

市町との意見交換に基づく情報提供などにより木材利用に対する意識は少しずつ向上していると考えているが、一部の市町では木材利用方針に基づく全庁的な取組が進んでいないことと併せて、設計・発注を担う部署においても、木材の調達先や価格など木材に関する情報が不足し、建築コストなどの理由から木造化・木質化が敬遠されるケースがある。

4 今後の対応

(1) 県営事業

平成31年度からは、国の運用に準じて、3階建て以下で延床面積3,000㎡以下の建築物を対象として木造化に取り組み、木材の利用拡大の推進を図る。

(2) 県補助事業

民間事業者等が集まる会議に参加し、公共建築物等の木造化・木質化をPRするリーフレット等を活用して、意識啓発を図るとともに、県内の建築士が中心となって設立した「ひろしま木造建築協議会」と連携して、事業者等に対して木材利用の情報提供に努める。

(3) 市町営事業

平成31年度から譲与される「森林環境譲与税」により、市町が公共建築物の木造化等を行う場合の財源に充てることが可能となることから、県から市町に対して木材利用に関する情報提供を強化する。

また、引き続き、設計・発注を担う部署との意見交換会を通じて、コスト削減の事例や木材調達に関する情報を提供するとともに、「ひろしま木造建築協議会」が開催する技術研修会への参加を呼び掛けるなど、木造建築に対する発注者のスキルアップと意識改革を図る。